

学童保育所運営業務の民間委託に係るQ&A（第4版）

「学童保育所運営業務の民間委託に係るQ&A（第4版）」を作成いたしましたので、必ずご一読願います。

引き続き、学童保育所のサービス向上に努めてまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和7年1月

※第4版は、全体的に更新しています。

Q1 学童保育所運営業務の民間委託とはどういうことですか？

**A1 市内に7ヶ所ある学童保育所の運営業務を民間事業者へ委託することです。
民間委託後も市が学童保育所運営事業の実施主体であることに変わりはありません。**

なお、主な業務委託の範囲は次のとおりです。太枠で囲んだ部分を委託します。

・現行（令和7年3月まで）

項 目	実施者
入所決定	嘉麻市
利用料の決定・徴収	
利用・手続に関するお問い合わせ先	
放課後児童支援員・補助員の雇用	
学童保育所における児童の育成支援	
学童保育所におけるお子様の状況等に関するお問い合わせ先	

・民間委託後（令和7年4月から）

項 目	実施者
入所決定	嘉麻市
利用料の決定・徴収	
利用・手続に関するお問い合わせ先	
放課後児童支援員・補助員の雇用	委託先事業者
学童保育所における児童の育成支援	
学童保育所におけるお子様の状況等に関するお問い合わせ先	

Q2 なぜ民間委託するのですか？

A2 学童保育所の安定的な運営維持とサービス向上を図るためです。

放課後児童支援員・補助員の確保に苦慮していることから、民間委託の導入により民間のノウハウをいかした安定的な人材確保や運営維持、延長保育導入などサービス向上を図ります。また、市の第4次行政改革実施計画に従い、実施するものです。

Q3 学童保育所の開所時間は変わりますか？

A3 令和7年4月1日より18時から19時まで1時間の延長保育を実施します。

ただし、18時以降の利用には、別途延長利用料がかかります。（Q4参照）

なお、日曜・祝日・年末年始は、これまでと同様に休所します。

Q 4 学童利用料はどうなりますか？

A 4 これまでと変わりません（月額：3,000 円のままです。）

ただし、18 時以降に利用された場合は、1 日 1 人あたり 100 円の延長利用料を徴収させていただきます。

学童保育所に設置するデジタル電波時計の時刻が 18 時 00 分となった時点で、延長利用料が発生します。なお、延長利用料に減免措置はありませんが、児童 1 人あたり月額 1,500 円を上限とします。（16 日以上利用されても、延長利用料は 1,500 円です。）

- ・ 例 1：児童 1 人が月 10 日、延長保育を利用 ➡ 月額利用料 + 延長利用料 1,000 円
- ・ 例 2：児童 1 人が月 20 日、延長保育を利用 ➡ 月額利用料 + 延長利用料 1,500 円
- ・ 例 3：児童 2 人が月 20 日、延長保育を利用 ➡ 月額利用料 + 延長利用料 3,000 円

Q 5 延長利用料はいつ払うのですか？

A 5 利用月の翌月に当月分の学童利用料と合わせてお支払いいただきます。

延長利用料は、Q 4 のとおり利用された日数や人数に応じて請求いたします。

例えば、4 月に児童 1 人が 10 日間、延長保育を利用された場合は、5 月分の学童利用料 3,000 円と 4 月分の延長利用料 1,000 円の合計 4,000 円を 5 月末までに口座振替や納付書でお支払いいただきます。

Q 6 延長保育の利用条件はありますか？

A 6 条件はありません。後日、利用予定についてお尋ねしますので、調査にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、早朝保育については、これまでどおり事前申請が必要です。保護者の方の就労状況等を確認の上、利用の可否について市が決定させていただきます。

Q 7 延長保育が有料なのは、なぜですか？

A 7 延長保育は全員が利用するものではありません。受益者負担の原則のもと公平性を確保するため、延長保育の利用者にご負担をお願いいたします。

保護者の皆様にお願ひしたアンケートによると、ほぼ半数となる 49%の方が「延長保育を利用する予定はない」と回答され、「毎日利用したい」と回答された方は 11%という結果でした。

サービスにより利益を受ける方に、受益の範囲内で利用料等を負担していただくことを基本とするのが受益者負担の原則です。延長保育の実施には、光熱水費や人件費など新たな経費が必要となるため、延長保育という新たなサービスの導入に伴い、延長利用料が別途必要となることにご理解を賜りますようお願いいたします。

Q 8 学童保育所の職員（放課後児童支援員・補助員）は変わりますか？

A 8 現在、勤務している職員が民間委託後も継続して勤務を希望する場合は、引き続き勤務する予定です。

大きな変更は予定されておりませんが、退職される方もおられるため、まったく同じとは限りません。また、これまでと同様に人事異動等による配置変更はあります。

Q 9 どのような事業者に委託するのですか？

A 9 学童保育所運営業務の受託実績があり、安定した運営が実施できる事業者に委託します。

公募型プロポーザル方式により、価格のみで業者を選定するのではなく、放課後児童健全育成事業に対する考えや取組内容、実行能力等の観点から総合的に評価し、業務の履行に最も適した十分な実績と知識を有した事業者を選定しました。

Q10 委託先事業者はどこですか？

A10 「株式会社 明日葉」(<https://ashita-ba.co.jp/>)です。

令和6年9月25日に契約を締結し、契約日から令和7年3月31日までは委託準備期間となります。契約期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間です。

Q11 他市町村の学童保育所はどのように運営されていますか？

A11 令和5年度において、福岡県内60市町村のうち直営の学童保育所があるのは嘉麻市を含め5市町です。

市町村直営以外の学童保育所は、民間事業者等への委託により運営されています。

Q12 民間委託後、市はどのように関わるのですか？

A12 市は、児童の健全育成や安全確保のため、委託事業者の管理監督を行います。

市は、委託事業者に対し運営内容についての計画や報告を求めるとともに、現地調査や改善指示などを必要に応じて行い、児童の健全育成や安全確保に努めます。

なお、民間委託後も市が学童保育所の実施主体であることに変わりはなく、各種手続に係る審査や利用料の決定、徴収等はこれまでどおり市が行います。（Q1参照）

Q13 保護者会はどうなりますか？

A13 基本的にこれまでと変わりません。

保護者会に関することは、学童保育所ごとに設置された保護者会で決めていただきますようお願いいたします。

Q14 他自治体でも学童保育所に保護者会がありますか？

A14 保護者会は、ないところが多いようです。

Q15 保育上のトラブル等があった場合の対応はどうなりますか？

A15 委託事業者による対応を基本としますが、必要に応じて市が関与します。

まずは委託事業者が対応することになりますが、解決に至らなかった場合など、必要に応じて市が保護者の方との話し合いに加わるなどの対応を行います。

なお、委託事業者には、トラブルや事故等が発生したときは、その内容を市に速やかに報告するとともに原因究明を行い、今後の対応策を報告するよう義務付けます。

Q16 長期休暇中だけの利用ができるようになりますか？

A16 長期休暇中のみの利用は、予定しておりません。

他自治体では、空きがある場合等に長期休暇のみの利用を受け付けているところがありますが、嘉麻市では年度途中で入所を希望されても待機が発生している状況です。

このため、現時点では長期休暇中のみの利用は予定しておりません。

Q17 令和7年4月から学童保育所での過ごし方が変わるのですか？

A17 基本的にこれまでと変わりません。

学童保育所での過ごし方が急に変わると、児童に負担（ストレス）を与えることになってしまいます。特に4月は新一年生も入所するなど、全体的に落ち着かない時期でもあるため、今のやり方を大きく変えるようなことはしません。

なお、状況を見ながら「株式会社 明日葉」による特色あるプログラム等が取り入れられるようになります。

Q18 学童保育所で習い事（学習塾、英会話など）ができませんか？

A18 学童保育所では、習い事は実施しません。

嘉麻市の学童保育所は、就業等により放課後自宅で保育できない家庭の小学校児童を預かり、遊びを中心とする支援を行い、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

Q19 民間委託後も夏休みの外遊びはできないのですか？

A19 熱中症警戒アラートが発令された場合、外遊びはできません。

熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想されるときに発表されますが、特にこどもは体温が上がりやすく、熱中症になりやすいとされます。

熱中症警戒アラート発令時は、外遊びができないことをご理解願います。

Q20 配食サービスとはどんなものですか？

A20 夏休みなどの長期休暇中にご利用いただけるお弁当注文サービスです。

保護者の方がスマホから注文し、クレジットカードなどで決済していただくと、学童保育所にお弁当が届くサービスです。

令和7年夏休みからの導入を予定していますが、料金などの詳細についてはお弁当の納入業者が決まってからのお知らせとなりますので、しばらくお待ちください。

Q21 ICT化の予定はありますか？

A21 メール配信アプリの活用が予定されています。

導入時期や詳細については、改めてお知らせがありますので、しばらくお待ちください。

なお、小学校、中学校及び義務教育学校で導入予定の『tetoru』とは異なります。

Q22 おやつは提供されますか？

A22 当分は現状のまま（保護者会で決定されたとおり）ですが、将来的には全学童で統一した取扱いを検討しています。

現在、おやつの提供状況は学童により異なりますが、保護者の皆様のご意向を確認し、「株式会社 明日葉」と嘉麻市で協議の上、今後の取扱いを決めさせていただく予定です。

おやつの提供を希望されるかどうかなど、別途アンケート調査を実施する予定ですので、その際にはご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。